

「鶴字法度」について

はじめに

本論で取り上げるのは、江戸時代の五代将軍・徳川綱吉による「鶴字法度」である。鶴字法度とは、綱吉の実の娘である鶴姫の諱をさけるため、町人の家名紋所、また雑具にも鶴の紋をつけること、そして、鶴と名乗ることをすべて禁止した法度のことである。

この法度については、井原西鶴が一時的に西鵬と名乗ったことが早くから注目されていたため、西鶴研究の面から眞山青果『眞山青果全集第一六卷』所収「鶴字法度」一九七六年①に始まり、続いて野間光辰『西鶴年譜考證』一九八三年②そして、木村三四吾『木村三四吾著作集Ⅰ 俳書の変遷 西鶴と芭蕉』所収「『聞くまゝの記』元禄鶴字法度のことなど」一九九八年③の以上、三つの主要な先行研究がある。しかし、木村の緻密かつ詳細な研究の後は鶴字法度の研究はほとんど見られない。鶴字法度が出されたのは事実のようである。しかし、最近の研究が進んでいないことに興味を惹かれたのが今回、本稿がこの鶴字法度をテーマにした理由である。本稿では、先行研究である三つの鶴字法度に関する記述を項目ごとにとまとめるとともに、管見による若干の追加報告を付け加えて木村三四吾以降の研究を項目ごとに検証し、その結果を全体として俯瞰してみようを試みたい。

- (1) 講談社刊 第三頁・第五七～六三頁
- (2) 中央公論社刊 第一頁・第二〇頁 第三五二～三五四頁
- (3) 八木書店刊 第二一〇～二二一頁

一、鶴字法度と綱吉

この章では、鶴字法度が出された背景について説明しておく。將軍綱吉と法度を出す理由となった鶴姫を取り上げ、綱吉が行った政治、世継ぎ問題、綱吉の鶴姫に対する溺愛ぶりにもふれておきたい。

さて鶴字法度は、大きく分けて二度出されたといわれている。初めて出されたのは、貞享五年④（一六八八年）二月一日であり、鶴姫が満一三歳の時のものである。二度目は、元禄三年（一六九〇）三月一日で鶴姫満一五歳である。

またこの法度は、野間が『北野天満宮史料』の宮仕記録を紹介し、

一、晦日 晴。松梅院より能信を以申来ル。家名・人名何に付けても鶴云字ヲ用捨可仕候由、御公儀より申来也。併急度御法度と申にてハ無之候と也。

と法度は出されたが、緩やかな法令で違反した場合の処罰は無いことがわかる。これ以外の文書で処罰に関する文書はこれまで見つかっていないようである。

そして眞山は『嬉遊笑覧』巻五を引用し、

延宝五年四月御誕生の姫君様と申、此時御触なくて後に御触ありしとみえて、（後略）

と鶴姫が生まれた時には鶴の字や紋所を禁じるという法度は出ていな

菅野 妃絃
（山崎 美紗子ゼミ）

い、鶴字法度が出された元禄の頃になって初めて鶴姫の存在が世間に公になったらしいことが読み取れる文書が残っているとされている。

ここで諱について述べておこう。諱とは人名の呼び名であるが、実名または本名をその死後に忌むことから、それらを死後になってから諱と呼ぶのが本来の意義である。実質的には同一の呼び名を、ただ定期的に区別したにすぎないので、のちには生前においても、実名のことを諱と呼ぶようになった。

穂積陳重の『忌み名の研究』（講談社刊一九九二年）によれば、忌み名（諱）を口にしたり書いたりすることは、親や主君などに限定され、それ以外の人物が名で呼びかけることは極めて無礼であると考えられた。これはある人物の本名はその人物の霊的な人格と強く結びついたものであり、その名を口にするとその霊的人格を支配することができると考えられたためである。そして、実名敬避の発想から貴人の諱を避けることを「避諱」という。

江戸時代中頃以降、將軍家の当主とその家族の諱と名のりは、それ以外の者が実名に使うのを避ける傾向があり、諸藩の藩内ではそれに加え藩主とその家族の実名および名のりを避けた。そういうわけで、將軍家や藩主家の娘の名も使用を避ける対象となる場合があったのである。

穂積の前掲書によれば、たとえば長州藩の毛利重就が、当初「しげなり」という名のりだったのを、徳川家斉が將軍になってからは「しげたか」と改めた例がある。また薩摩藩では、將軍家の当主と正室や子女の諱、及び藩主とその正室や子女の実名および名のりを避けるように藩法で規定していたことが、『薩藩政要録』や『三州御治世要覽』から知られる。その他、『仙台市史 通史四 近世二』によれば、藩主伊達宗村に八代將軍徳川吉宗の養女利根姫（雲松院）が嫁ぐと、領内での「とね」という女性名が禁止され、武家・庶民の別なく「とね」の名を持つ女性の改名が令達されている。

薩摩藩ではまた、將軍家及び藩主家の実名や名のりの禁止は、將軍家や藩主家の一族が死去もしくは結婚などで家を出た場合には解除されたことが『鹿児島県史料』で散見される。

次に、鶴字法度を出した綱吉について知る必要がある。徳川綱吉は、

正保三年（一六四六）正月八日に三代將軍である徳川家光の四男として生まれた。母は本庄氏（お玉の方、のちの桂昌院）である。慶安四年（一六五二）四月三日、綱吉の兄であり、家光の三男である長松（のちの徳川綱重）とともに近江、美濃、信濃、駿河、上野の所領十五万石を賜り、家臣団を付けられた。承応二年（一六五三）八月一日に元服。寛文元年（一六六一）八月一〇万石加増、上野・館林城主となった。延宝八年（一六六四）には、左大臣鷹司教平の娘であり、鷹司房輔の妹・信子と結婚。延宝八年（一六八〇）五月、家光の長男である四代將軍・徳川家綱が亡くなり、家綱には跡継ぎになれる男子がおらず、綱重も亡くなってしまったため、綱吉が將軍職を継いだ。

綱吉は將軍職を継ぐとすぐに、前代に権力を振るった大老・酒井忠清を罷免し、自身の將軍就任を支持した老中・堀田正俊を大老とした。そして、天和元年（一六八一）治政不良の大名を改易や減封処分した。また民政や財政を重視し、これを一手に管理する老中に堀田正俊を任命、勘定吟味役を設置し、幕領支配の刷新を図り、年貢を納入しないなどの不正代官の多くを処分した。これにより代官は初期以来の年貢請負人的性格が払拭され徴税官僚化したとされる。これらの綱吉による前半の施政はのちに「天和の治」と称えられたのである。しかし後半の政治は、柳沢吉保をはじめとする側近を寵用し、奢侈生活にふけったとして、弊政と評価されがちである。

綱吉は儒学を好み、その精神を政治にも反映させていた。悪法として知られる「生類憐みの令」も本来は儒教や仏教の教えによる人心教化を意図したものである。天和二年（一六八二）五月、諸国に立てた高札で、忠孝を推奨しており、夫婦兄弟仲良く、召使などを憐れむよう命じている。生類憐みの令の最初とされているのは、貞享二年（一六八五）七月、將軍の御成の道筋に犬や猫が出ていても構わないというものである。この後、馬の筋のべの禁止や幕府の御台所での鳥類や貝類、海老の使用禁止が申し付けられた。しかし、貞享四年（一六八五）以降、人宿・牛馬宿などで重病の生類を遺棄することを禁じるなど、生類憐みに関する法令が次々に発せられ、違反に対する取り締まりも強化されていった。生類憐みの令の施行範囲は江戸および幕領であったが、次第に諸藩にも影

「鶴字法度」について

響を及ぼしたとみられる。この時期の藩法の中には幕法をうけての生類憐みの条項が含まれていることが多い。そして、違反した者は死罪や島流しなどの厳罰を科す場合も少なくなく、そのため、民衆の怨嗟の声は次第に大きくなっていったという。

綱吉は実の息子であり跡継ぎであった徳松を天和三年（一六八三）五月二八日に亡くした後、跡継ぎには恵まれなかった。俗説によると、母である桂昌院の崇拜する僧・隆光から、人に子どもがいけないのは前世において殺生をした報いである、子どもが欲しいならば、殺生を慎み、生類憐みを心がけるように言われ、特に綱吉が戌年生まれであることから、犬を大切にするように隆光が進言したことが動機となったと言われている。だがこれは必ずしも根拠のある説ではない。

桂昌院は、仏教に帰依し、信仰心が厚く、情愛の豊かな人物であったという。また家光の命により、綱吉の学問や教育に力を入れた。儒学を重視した綱吉には厚い孝心があったため、自然に桂昌院の影響力は大きくなり、彼の政治に大きな影響を与えたのであろう。生類憐みの令は従来、悪法と評価されてきたが、この法の対象が人である捨て子や病人、囚人などに及んだ点も見過ごすことは出来ない。近年では、綱吉の政権の「生類」がもった歴史や社会的意味を問い、政策の意図を生類憐みの志を基軸とした全人民を幕府の庇護のもと管理下に置こうというとならえかたをした新しい見解が出されてきている。

綱吉は、宝永六年（一七〇九）正月一〇日満六四歳で天然痘のため亡くなる。遺言には生類憐みの令を自分が亡くなった後三年は継続するようにと命じているが、六代將軍徳川家宣は直ちにこの法を廃している。綱吉の法名は常憲院殿。東京台東区にある寛永寺に葬られた^⑤。

鶴姫とは、延宝五年（一六七七）四月八日に生まれた綱吉の長女である^⑥。母は、側室小谷氏（お伝、のちの瑞春院）五の丸殿と称した女性である。延宝九年（一六八一）七月一日^⑦に徳川光貞の長男である紀州藩主・徳川綱教と縁組が決まった。そして、貞享二年（一六八五）二月二二日に輿入れした。満一〇歳である。しかし、綱吉は徳松が亡くなったばかりであるため、入輿後も常に鶴姫を江戸城本丸に居させ、『常憲院殿御實紀第一七卷』によれば、最初の鶴字法度を出した貞享五

年（一六八八）二月一日のすぐ後の二月一日の条には、鶴姫に仕える奥向きの男女に対して「条約」を定めている。「表方に対し、わずらわしいことを申してはならない」「女房たちは年に一、二度のほかは宿下がりしてはならない」「年少の女房のことは特に注意して指導し、特別の用があるときは老女が検査して券を作り、係が裏に印を押して外出させよ。また、酉刻（夕方六時）以後は券があっても通してはならない」「みだりに台所へ注文をしてはならない（火の用心のため）」と、風紀を守り安全に過ごさせようと細かい心配りが見られる。また、『常憲院殿御實紀第一九卷』元禄二年（一六八九）四月二二日の条を見てみると、

「鶴姫君并に小谷の方。牧野備後守成貞が邸にわたらせ給ふ。御所にもやがてならせ給ふ。（後略）」

そして、同年十月二二日の条にも、

「野備後守成貞が邸に臨駕あり。鶴姫君并に小谷の御方同じくまかり給ふ。（中略）猿樂の御遊ありてかへらせ給ふ。（後略）」

と重臣であった牧野成貞の邸に向かう際、いずれも小谷の方と鶴姫を同伴しているという溺愛ぶりである。この溺愛ぶりから鶴姫が入輿後であったにも関わらず、鶴字法度を出したと見られているようだ。

しかし、鶴姫は宝永元年（一七〇四）四月二日に満二八歳の若さで痘瘡のため亡くなる。法名は明信院澄誓恵鑑光耀大姉。東京港区にある増上寺に葬られた。

鶴姫の夫であった紀州藩主綱教もまた、鶴姫が亡くなった翌年の宝永二年（一七〇五）五月一日、満四一歳で亡くなっている。二人の間に子どもはいなかった^⑧^⑨^⑩^⑪。

將軍綱吉の跡継ぎ問題では、徳松が亡くなった後、綱吉の娘婿である紀州藩主徳川綱教と綱吉の兄・綱重の子である甲府宰相綱豊が次期將軍の有力候補となった。綱吉は、宝永元年（一七〇四）綱豊が家光の孫であることもあり、六代將軍を家宣に決定する。

(4) 元号表記については、貞享五年は九月三〇日に改元されて元禄元年となるが、最初に出された鶴字法度は二月であるため改元前の貞享五年と表記した。以下の元号に關しても同様に日付に従っている。

(5) 塚本学『徳川綱吉』吉川弘文館刊 一九九八年 参照

(6) 『南紀徳川史七卷』では、鶴姫の生まれは延宝五年六月一日と記されている。また、『厳有院殿御實紀五四卷』では、延宝五年六月二日に生まれたとされている。

(7) 『徳川一五代史三卷』では、鶴姫が綱教との縁組が決まったのは延宝九年（一六八一）七月二五日となっている。

(8) 『京都町触集成 第一卷』岩波書店刊 一九八三年 第百二頁

(9) 『南紀徳川史七卷』南紀徳川史刊行会刊 一九三〇年 第五〇五～五〇六頁

(10) 『徳川一五代史 三卷』新人物往来社刊 一九八五年 第一四〇九頁・第一四二二頁

(11) 『大阪市史第三』清文堂出版刊 一九一一年 第一六〇頁・第一六三頁

二、「鶴紋」について

この章では、鶴字法度の対象となった鶴紋の意義やその歴史的背景を記していく。

まずは、家紋についての起源とその制度について記していく。家紋とは、苗字もしくは公家の家名である称号の「目印」として使われたものである。その起源は、公家の衣服や牛車の装飾、調度品の文様とされる。この後に武家の戦場での敵・味方を識別するために使われ、現在のような単純な家紋の図形になったとされる。生死をかけて家の存亡を決する戦いに使われたため、祈願や呪術、縁起をかつぐものや戦勝の記念などによるものが多く存在する。しかし、文様からの転用や神仏具をかたどったもの、幕紋の引両三種や旗ののぼりから転用した図案も使われた。

家紋に対する制度が初めて設けられたのは、天正十九年（一五九一）

の奈良市内であり、豊臣政権により菊桐紋に対する禁止令が出された。その後、文禄四年（一五九五）にもまた同じ禁止令が出されている。内容としては、着物に菊桐紋を付ける者は、免許されたものだけであり、その他の者は禁止するというものである。また、紋付を拝領した者は、その着物の存続期間のみ着ることを許され、染め替えることや他の着物にその紋を付けたりすることは禁止されていたのである。

次に鶴字法度が出された元禄時代の家紋の用途について記していく。江戸時代、家紋は厳密に規定すれば、武士のみのものであった。だが、その使用の制限や統制は、菊や桐、葵紋に加え、領主の家紋を除いては、苗字のように使用を禁ぜられることはなかったのである。一般の農工商の庶民の間には、商人に商標はあるものの、紋をつけるべき旗や衣服は持たなかった。だが、だんだんと経済力を持った町人が郷土や庄屋などと同様に、苗字帯刀御免の士分になる者が出てきた。武家風俗を真似、先祖は名のある武士であったと称し、それ相應の着物を着て、家紋を定めるようになった。また、歌舞伎役者の紋が流行し、役者の好みの衣装の模様や図柄が真似られた。役者の紋は芸の血脈、名跡を背景とした商標で、個人紋が家紋となったものである。役者の紋が一般庶民の間に紋を普及させたのである。

鶴字法度の対象となった鶴紋は、鶴の文様から転じて家紋となったものであり、家紋に使われている鶴は丹頂鶴である。鶴は古くから延命長寿の瑞鳥とされており、鶴紋は瑞祥的な意義に基づいた家紋である。鶴紋の初めは現在でもはっきりとされていない。鶴紋を史籍で最初に確認できるのは、室町時代の初めである。『大要抄』には、日野家が車の文様として松二鶴を用いており、これを家紋とした。『羽継原合戦記』¹²には、高井左衛門は松二鶴、南部氏は菱鶴、葛山氏は庵内二舞鶴、櫛置、後聴二氏は舞違鶴を用いたことが記されている。江戸時代になると、大名では、諏防や森、南部や鳥居の四氏が用いている。そして、旗本では、一八〇余家と多数が用いている。

鶴紋は鶴の姿勢によりこれを数種類に区別することができる。飛翔の姿勢を示したものを「舞鶴」という。舞鶴を上昇の姿にしたものを「昇鶴」、降下した姿の舞鶴を「降鶴」という。また、起立した姿の鶴紋は「立鶴」

「鶴字法度」について

と呼ばれ、一羽で立っているものを「一羽鶴」、二羽のものを「二羽鶴」という。二羽の鶴で左右対称向かい合っているものは「対鶴」と言われる。すべてにおいて、二羽が向かい合っている場合は、一羽は必ず嘴を開いており、もう一羽は嘴を閉じている。これは古来の仕来りとして、阿吽の意義を示しているものである。しかし、二羽とも嘴を閉じている場合は、一羽が脚を上げるとする。

公家で鶴を家紋としたものは、日野氏である。一門が繁栄し、広橋や柳原、烏丸や竹屋、日野西、勘解由小路、浦松、外山、富岡、三室戸、北小路の諸家となり、鶴紋を用いた。

武家で鶴を家紋としたものは、近江の蒲生氏と陸奥の南部氏である。蒲生氏は、一門が繁栄し、和田や小谷、儀峨や三木、小倉や寺倉、上野田や音羽の諸氏となり、鶴紋を用いたのである¹³⁾。



鶴丸
(杉本惇『日本の家紋七〇〇〇』
新人物往来社 2009年 第二八六頁)



対鶴
(杉本惇『日本の家紋七〇〇〇』
新人物往来社 2009年 第二八七頁)

鶴紋は文様の中では非常によく使われる身近なもので、禁止するとなれば大きな影響が出たと思われる。たとえば、伝統工芸品のお祝い事などに細工、刺繍されたものを全て改めるとすれば、大変な時間と労力、費用がかかったはずであろう。

(12) 『羽継原合戦記』とは、永享七年(一四三五)足利幕府が長倉遠江守を追討した戦記物である。そこに全国諸豪が勢ぞろいしたため、

そのときの陣幕の紋が列挙されていることから当時の紋を知るうえで重要な手がかりとなるものである。

(13) 沼田頼輔『要綱日本紋章学』新人物往来社刊 一九七七年 参照

三、鶴字法度の各方面への影響

三十一 【町名変更】

○愛知県

鶴字法度による町名改正の例として、先行研究では、野間が現在名古屋市中区錦三丁目にある「鶴重町」という町が「本重町」と町名を改めていることを挙げている¹⁴⁾。だが、それ以上の詳しいことは記されていないので、もう少し詳しく調べてみた結果をここに報告する。

この町は、南北に「鶴重町」を挟み、北は東西に通る久屋大通り、南はこれもまた東西に通る本町通りにある。現在は、錦三丁目¹⁵⁾に編入している町である。江戸時代には名古屋城下の一町であり、町人町の一つであったところである。この町名の由来は、まだ清須越し¹⁶⁾の前、清須の新町に名家・丹羽三左衛門という刃物鍛冶がいたことにより始まる。三左衛門は名工になりたいと伊勢神宮に二七度参拝した。そしてある日、夢想により刃物の銘を「鶴重」に改めた。そうすると三左衛門の刃物はたちまち評判となり、以後町名も「新町」から「鶴重町」と改めるようになった。清須越し後の名古屋城下に移転したのちも「鶴重町」の町名を使用した。

しかし、鶴字法度で鶴姫と同じ鶴の字を町名に使うのは畏れ多いとし、「本重町」と改めた。「本重町」の「本」という字は、三左衛門の先祖であった法名道本の一字を取ったものである。丹羽三左衛門家はのちに二代目伝十郎の時に絶家となるが、その後、町民の願いにより実に一五〇年近くが経った天保五年(一八三四)に「鶴重町」の旧町名に復した¹⁷⁾ ¹⁸⁾ ¹⁹⁾ ²⁰⁾ ²¹⁾ ²²⁾ ²³⁾。

○京都府

町名を改めた町は、名古屋の鶴重町だけではない。京都にも鶴字法度で鶴姫と同じ鶴の字を使うのは畏れ多いと町名を改めた町がある。京都市上京区油小路通上長者町下ルにある「亀屋町」という町である。この町は、南北に通る油小路通りを挟み、北は東西に通る上長者町通り、南は下長者町通りにある。東には有春町、西は橋本町、南は大黒町、北は甲斐守町に接続している。『拾芥抄』によると、平安京の左近衛府があったところであり、大内裏の外郭、東の出入口にあたとされている。また、この町は鶴屋という旧家があったことにちなみ「鶴屋の町」と呼ばれていた。中世・応永三二年（一四二五）十一月一日の『北野天満宮史料』の「酒屋交名」では、この辺りには酒屋があった。慶長年間になると、この町から堀川にかけて水野日向守の藩邸があったが、宝永以来廃され、今は民家となっている。寛永一四年（一六三七）『洛中絵図』、寛文一二年（一六七二）『洛中洛外絵図』に「鶴屋町」とあり、元禄末期洛中絵図では、「亀屋丁」となっている。宝永・享保年間には、医師や能囃子方、檜物師、史生が住んでいた。元禄一二年（一六九九）の『京大絵図』には「つるや丁」とあり、享保八年（一七二三）の『京都図』には「弦や丁」とあり、寛保元年（一七四一）の『京大絵図』には「つるや丁」とあったのが天保二〇年（一八三一）の『京都絵図細見大成』には「亀や丁」となっている。これは、地図は本屋が出版しているため、一つ一つの町名を調べる人件費が充分だったとは限らず、以前の地図をそのまま発行し、一八〇〇年代になってようやく新しい町名が載っている地図を出版した可能性がある。そして最後に変革があったのは、明治二二年（一八八九）であり、そこで上京区亀屋町となって以降現在も変わっていない²⁴⁾²⁵⁾²⁶⁾。

京都にはもう一つ、鶴字法度の影響により町名を改めたとされる町がある。そこは、亀屋町と同じく上京区にある黒門通下長者町下ルにある「吉野町」という町の付近である。この町は、南北に通る黒門通を挟み、北は東西に通る下長者町通り、南は出水通りにある。「亀屋町」とは目と鼻の先にある町である。東は蛭子町、西は清本町、南は北蟹屋町、北は南小大門町に接続している。平安京の条坊では左京一条二坊一保二町

の中央地であり、「亀屋町」と同様、官衛町の左近衛府があったところである。寛永一四年（一六三七）洛中絵図には「吉野町」と見えるが寛永一八年以前平安城町並図には「くろ門町」とあり、以後両町名が多く用いられた。宝暦一二年（一七六二）刊の『京町鑑』では「吉野屋町」として北組・南組の二町に分れている。『坊目誌』は明治二年（一八六九）旧に復したとき、「出水通黒門東入、西入、鶴屋町北側を当町に合し、三町を併せて吉野町」としたとするが、『京町鑑』は「堀川西入猪熊西入此二町の間南北堅町へ付ゆへに小名なし」としている。『坊目誌』の記述は疑問視されており、寛文五年（一六六五）刊「京雀」に「くろ門のよこ町」、元禄四年（一六九一）京大絵図に「黒門よこ丁」とあるとされ、十分とは言えないが宝暦以前の町組に変更があったと解釈したほうがよいとされているようである。その後の文に、「ちなみに『坊目誌』のいう鶴屋町は、五代將軍徳川綱吉に鶴姫が生れて、元禄元年に「鶴」字が禁ぜられ、ために町名も変更されて復活しなかつた」²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾とされており、これは「吉野町」が鶴字法度で町名を改めたとははっきり言えないが、この町のもしくは、この町の付近に鶴字法度で町名を改めた町があったのではないかと考えられよう。

○福井県

福井にも鶴字法度で鶴姫と同じ鶴の字を憚って町名を改めた町があった。現在の福井市春山二丁目にかつて存在した「鍵町」という町である。下呉服町から東に曲がったところに延びる町であり、城下の北西部に位置している。北は万町、南は光明寺用水を隔ててある常盤町に接続している。

万治二年（一六五九）御城下之図では、光明寺や浄得寺、称念寺や法専（泉）寺、千福寺などがある寺町であった。しかし、その年の大火のちに光明寺をはじめとする諸寺院を移転、跡地には鶴屋町を万町とも建て直したのである。

貞享二年（一六八五）鶴字法度が出される三年前、福居御城下絵図には鶴屋町とあり、正徳三年（一七一三）の町絵図には鍵町と記されている。また、正徳三年頃の御城下惣町間数帳には「鍵町 八拾五間半、往

「鶴字法度」について

還ヨリ亀屋町迄、但道幅三間」「万町 七拾四間半、川ヨリ亀屋町迄横町折廻シ共ニ、但道幅二間半」と記されている。「鶴屋町」というのは、「鶴屋町」の東にあった「亀屋町」に対して付けられたという。また、「鍵町」の由来は、西方に流れて三橋や堺、菅谷や大瀬といった田地を灌漑する芝原上水の分流が光明寺住持の尽力によって順水したこと、光明寺用水と称されたが、鍵町の名もこの用水の「錠」があったためである。最後に変革があったのは明治七年（一八七四）春山下町の一部となったのである⁽³⁰⁾ ⁽³¹⁾。

(14) 野間 第三五三〜三五四頁

(15) 錦三丁目とは、住居表示実施により成立した町丁である。昭和四一年（一九六六）三月、中区朝日町・神楽町・蒲焼町・宝町・鶴重町・東袋町・東本重町・宮町の八町全域と中区富沢町・針屋町・伊勢町・大津町・呉服町・栄町・桜町・七間町・小市場町・関鍛冶町・東桜町・御幸本町通・東区久屋町の十三町の一部地域より成立した。現在は、名古屋市の代表的な歓楽街の一つとなっている。また、この地域は住居表示実施前の旧町名には鶴重町の他にも清須越しから移された町名が見られる。

(16) 慶長年間に徳川家康が大坂方の勢力を威圧する目的で、豊臣方の加藤清正や福島正則らを味方につけ名古屋城を築いた。さらには城下に町を開くにあたり、清須にあった城下町を一気に那古野に移転させた歴史に残る大移動のことを清須越しという。

(17) 『日本歴史地名大系第二三巻 愛知県の地名』平凡社刊 一九八一年 第一五六頁

(18) 『角川日本地名大辞典 二三 愛知県』角川書店刊 一九八九年 第八六三〜八五四頁

(19) 『なごやの町名』名古屋市計画局刊 一九九二年第三三三二頁

(20) 錦三商店街協同組合「錦三丁目商店街」〈www.kin3.info/history〉

(21) 『名古屋市史 地理編』名古屋市役所刊 一九一六年 第六八〜六九頁

(22) 岡田啓・野口道直『尾張名所図絵 附録第一巻』名古屋温古会刊

一九三〇年 第二七丁裏

(23) 高力種信『尾張名陽図会 卷之三』名古屋史談会刊 一九四〇年 第六丁裏

(24) 『角川日本地名大辞典 二六 京都府上巻』角川書店刊 一九八一年 第四三六頁

(25) 『日本歴史地名大系第二七巻 京都市の地名（オンデマンド版）』二〇〇一年 平凡社刊 第五九二頁

(26) 『京都市町名変遷一 御所周辺一（上京区）』京都市町名変遷研究所刊 一九八八年 第一〇一六頁

(27) 『日本歴史地名大系第二七巻 京都市の地名（オンデマンド版）』二〇〇一年 平凡社刊 第六三二頁

(28) 『我が町の町名の由来 上京区（下巻）』京都町名の歴史調査会刊 一九七九年 第一九八頁

(29) 『角川日本地名大辞典 二六 京都府上巻』角川書店刊 一九八一年 第一四七四頁

(30) 『角川日本地名大辞典 一八 福井県』角川書店刊 一九八九年 第三二五〜三二六頁

(31) 『日本歴史地名大系 第二八巻 福井県の地名』平凡社刊 一九八一年 第二五六頁

三一二 【京菓子屋】

現代の京都には数多くの京菓子の店があり、「鶴屋」を屋号とするところも数多くある。この「鶴屋」を屋号とする京菓子屋はかつて綱吉の時代には、鶴字法度において鶴の字を憚ったのだろうか。ここでは「鶴屋」を屋号とする京菓子屋のそれぞれの店の創業や歴史を調べ、鶴字法度の影響を受けたのかについて記しておく。今回「鶴屋」を屋号とする京菓子屋の中で総本家駿河屋、総本家駿河屋から別家（暖簾分け）、分家した一軒（現在では、分家として四軒、別家（暖簾分け）として独立した五軒の九店舗、「堺・駿河屋」と「三条駿河屋」は廃業）⁽³²⁾、それから鶴屋吉信、鶴屋吉信から別家（暖簾分け）した鶴屋光信、同じく別家（暖簾分け）した鶴屋寿、そして鶴屋鶴寿庵、鶴屋長信、鶴屋長信

からの別家（暖簾分け）した鶴屋長生、以上一八軒の京菓子屋の創業を調べてみた。結果鶴字法度の影響を受けた、または未解明だが関係がありそうな京菓子屋が二軒該当したため、その二軒について述べていく。

一つ目の「鶴屋」を屋号とする京菓子屋は「総本家駿河屋」である。総本家駿河屋は室町時代中期にあたる寛正二年（一四六一）京都伏見の地で、初代・岡本善右衛門が「鶴屋」の屋号で饅頭処を開いたのが始まりである。そして元和五年（一六一九）には幼少時代から総本家駿河屋の菓子に気にかけていたとみえる徳川頼宣が駿河に移る際には、共に総本家駿河屋を連れて行った。さらに頼宣が紀州へ移った際にも共に紀州へ移り、以降紀州徳川家御用菓子司を賜ったというとても紀州徳川家と繋がりが深い京菓子屋である。また紀州藩主に献上された菓子は、「本ノ字饅頭」であり、今なお看板商品となっている。もう一つの看板商品は「煉羊羹」であり、五代目・岡本善右衛門が「煉羊羹」の製法を考案し煉羊羹の基本を作ったとされる。

そんな総本家駿河屋が「鶴屋」から「駿河屋」名乗るようになったのは貞享二年（一六八五）のことであり、鶴字法度が出される三年前にあたる。その理由は、鶴姫が紀州徳川家に嫁入りする際、同じ鶴の字を使うのは畏れ多いとしたことからである。そして、屋号である「鶴屋」を返上し、徳川家にゆかりのある「駿河屋」を鶴姫の夫である紀州藩主・徳川綱教から賜ったという。これは正確に言えば、鶴字法度の影響ではないと思うが事実とすれば今回調べた限りでは、鶴姫と同じ鶴の字は畏れ多いとして名を改めた例としては最も早い例である³³⁾。

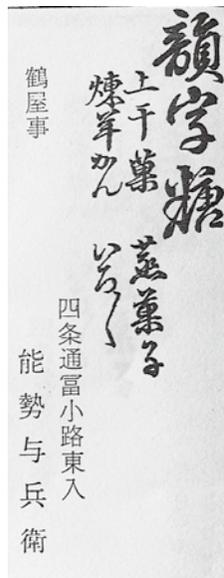
(32) 駿河屋会「駿河屋会オフィシャルサイト」〈<https://www.surugaya-group.info/>〉

(33) 総本家駿河屋「総本家駿河屋の歴史」〈www.soubonke-surugaya.co.jp/〉

次に「鶴屋」を屋号とする京菓子屋は「鶴屋長信」³⁴⁾³⁵⁾³⁶⁾である。鶴屋長信の代表銘菓は、「利久餅」と「松の露」、そして「塩やかた」の三つである。利久餅は丹波の大納言小豆でこしらえた餡を求肥で包んだ柔らかく口当たりのいい菓子である。

松の露は、黒砂糖の羊羹を三角に長くし、その上に塩味の村雨を巻き竹の皮で巻いた棹物菓子である。

塩やかたは平安時代、六条河原の院に住んで河原の左大臣と呼ばれた源融が、東北の塩釜の景をまね、そっくりの塩やかたを造ったところから思いついて作ったものである。これを小口切りにすれば合掌造りの塩釜の小屋がいくつもでき、切る角度を変えればいろんな形が楽しめる菓子である。肝心な鶴屋長信の創業は、古いことだけが分かっており、旧家であった。また、代々猿屋与兵衛と名乗っており、店舗は京都・四条寺町にあった。しかし、元禄六年（一六九二）五月六日に「宣旨、宣任大和掾」という宣旨を受けた。そして、「猿屋」から「鶴屋」と屋号を変えたのである。これは、法度に違反しているようにみえるが事由は未詳である。店舗は三代目の時に、四条富小路東入ルに移る。この辺りは、明治一六年刊の『都の魁』（図一）天保二年版の『商人買物独案内』（図二）にも見ることができる。



図一「都の魁」
（野間光辰『新撰京都叢書』
精興社 1984年）
第二三五頁



図二「商人買物独案内」
（野間光辰『新撰京都叢書』
精興社 1984年）
第一三八頁

「鶴字法度」について

その他の現代の「鶴屋」を屋号とする京菓子屋は創業が新しく、鶴字法度とは無関係であった。江戸時代は鶴字法度により、「鶴屋」を屋号とする京菓子屋が減り、後から名前が付けやすい「鶴屋」を屋号とする京菓子屋が多く復活し、現在に至るのである。

- (34) 朝日新聞『日本のお菓子』朝日新聞刊 一九七六年 第三〇四頁
 (35) 清水誠規・臼井喜之介『京銘菓百撰』白川書院刊 一九七一年 第四八項

(36) 鈴木宗康『京・銘菓案内』淡交社刊 一九九九年 第六八項

三十三 【歌舞伎】

歌舞伎の世界でも鶴姫と同じ鶴の座紋、そして字を使うのは畏れ多いと座紋と名を改名した歌舞伎座と役者がいたようである。先行研究では眞山によると、喜多村信節『画証録』の

勘三郎が紋は鶴なり。始めの市村竹之丞は、勘三郎二代目の明石といひしが、弟子なりしかば舞鶴の紋をもとひて用たれば、兩座共に鶴の紋なり。貞享頃まで然りしに、元禄ごろ鶴姫様御名を憚りて改めたるなり。(下略)

(頭書) 御触。町人之家名、鶴屋と申儀向後無用可レ仕候。其外諸道具等にも、鶴の紋付候事無用たるべき事。(中略) 鶴姫様御名をはかりて也。右に付、市村座も鶴丸を丸に橘に改。因に云、鶴川辰之助水木と改む、初めは露川といえりとぞ。

という記事を挙げており、また、『色道懺悔男 卷二』には、

大坂齋藤新八が子に牛松とて、こちが覚えてまで飛び歩き穴一せしが(37)、ふと大和屋甚兵衛世話にして、鶴川辰之助とて腰元役せしに、鶴の字御法度の折柄水木とかへしが、これ自然と女形の上手にて云々。

としている。野間も「猿若勘三郎の櫓幕の紋、丸の内に舞鶴を角折敷に銀杏に染め替へ」と記している。木村においても『燕石十種』『中古戯場説卷上』の文化元年中村座「乍憚口上書を以申上候」の条に座紋である隅切り角に銀杏紋の由来を述べ、

則家紋を舞鶴に改め用ひ来り候処、其後舞鶴は憚る事有之、角に銀杏に相改、今以相用申候(後略)(38)

そして、『歌舞伎年表第一卷』元禄二年の条(39)に

二月朔日 北条安房守より(三月中の奉行申甲斐住飛驒守より)達
 に、町人家名・紋所、都て鶴を付け、或は鶴を唱へ候儀不相成。市
 村座角切舞鶴を丸に橘と改、中村座も鶴を角切に銀杏と改む。五代
 將軍長女鶴姫の名を憚りて也。(中略)。鶴川辰之助も水木、鶴屋喜
 右衛門も堺屋と改む。

と「中村座」・「市村座」二つの歌舞伎座と「鶴川辰之助」という歌舞伎役者が鶴字法度により座紋と役者名を改めたことを挙げています。

(37) 穴一とは、地面に小さな穴をあげ、約一メートル離れた線の外から銭などを投げ入れて勝負を競う江戸時代の子どもの遊びのことである。

(38) 木村は、

家紋改替のことに触れながらその事情についての書上げを避け
 たのは、上の御威光を諱んだまでで、話の筋は当家では随分や
 かましかつたに違いない。それにしても、もはや百数十年も過
 ぎた化政度や天保の江戸市民の誰彼に、その時その場ぎりのこ
 うしたお触れについて、遠い昔の記憶をいまさら期待し得るも
 のでもあるまい。家門の歴史に一大事件だったが故に中村家では
 特に伝承してきただけのこと(後略)

としている。

(39) 木村は、元禄二年に座紋と役者名を改めた文章があるとしているが、『歌舞伎年表巻二』元禄二年の条にその文章はなく、元禄三年に記されていた。これは、誤植の可能性があると思われる。

どのように座紋や役者名を改めたのかを記す前にまずは、「中村座」と「市村座」、「鶴川辰之助」について述べておこう。

中村座とは、いわゆる歌舞伎の劇場であり、江戸三座の一つである。享保一〇年(一七二五)書き上げの「江戸三芝居由緒書」によれば、初世中村(猿若)勘三郎が寛永元年(一六二四)年に中橋で猿若座の名で興行を始め、寛永九年(一六三二)頃には柳宜町で興行、慶安四年(一六五二)年に堺町に移転したと記すが、客観的裏付けはない。しかし、慶安四年には江戸城に参入した記録が残り、万治年間には堺町で興行している。寛文・延宝年間には鶴屋勘三郎座とも呼ばれた。その後、堺町の興行は天保二年(一八四二)まで続き、代々中村家の血縁が勘三郎の名で座元を世襲し、江戸でもっとも権威ある劇場として認められていた。元禄一〇年(一六九七)には「参会名護屋」、元禄二年には、「源平雷伝記」などその時代の代表作を上演した。寛政五年(一七九三)の一一世中村勘三郎の時代は、経営不振のため仮櫓の都座に興行を譲ったが、寛政九年一月「会稽櫓錦木」で再開し、大当りをとった。文化八年(一八二五)には、鶴屋南北の代表作「東海道四谷怪談」、同一二年(一八二九)には、絶筆の「金幣猿嶋郡」などを上演している。天保一二年(一八四一)に outbreak、それをきっかけに浅草聖天町へ替地を命ぜられていた。これは、水野忠邦の都市消費生活の徹底した抑圧を目的とする天保の改革の一環であった。猿若町と名付けられたその地の一丁目に劇場を建て、天保一三年(一八四二)一〇月、「金龍山誓礎」をもって開場、以後、場所は変わったが、明治中期まで興行を続けた。幕末から経営不振に苦しみ、明治に入り、近代化への変動の中で、ついに一三世中村勘三郎は、明治八年(一八七五)に座元を三世中村仲蔵に譲り、ここに江戸歌舞伎を通じて君臨した座元中村勘三郎の名は終焉を迎えた。仲蔵も数年で経営から手をひき、その後一二世守田勘弥をはじめ座元も転々とし、劇場名も猿若座と改まるなどするが、明治一七

年(一八八四)に浅草の新鳥越町に移り、明治二六年(一八九三)一月二日火災に遭い、ついに再興ならず、廃座となった。江戸三座の筆頭として江戸時代全般を通じて江戸の歌舞伎界をリードし続けた歌舞伎座である⁽⁴⁰⁾。

次に市村座とは、いわゆる歌舞伎劇場であり、江戸三座の一つである。創立経緯は明確にならない部分が多いが、寛永一一年(一六三四)に村山又三郎が創立した村山座の興行権を初世市村宇左衛門が譲り受け、寛文七年(一六七七)頃に創設されたという。続き狂言を最初に上演した(享保一〇年書上の「市村座由緒書」という伝説をもち、大道具や絵看板なども始めたともいわれ、野郎歌舞伎時代に目ざましい発展をしたとみられる。天明四年(一七八四)から同八年、寛政五年(一七九三)から同一〇年、文化一二年(一八一五)から文政四年(一八二二)の三度にわたって休座、控櫓の桐座や都座、玉川座へ興行を譲っている。文化七年(一八一〇)には、「絵本合法衛」、同一一年には、「隅田川花御所染」など、鶴屋南北の傑作を上演した。天保一三年(一八四二)一二世羽左衛門の時、天保の改革の一環として、浅草猿若町に中村・森田座とともに移転させられた。安政三年(一八五六)には「葛紅葉宇都谷峠」、同六年には「小袖曾我薊色縫」、同七年には「三人吉三郎初買」、元治元年には「曾我綉俠御所染」など河竹新七(黙阿弥)の代表作を上演している。明治五年(一八七二)一四世羽左衛門の時、経営不振のため四度目の休座をし、村山座、宮本座、薩摩座と櫓が移動したが、明治一一年再開場した。しかしこの時には市村家とのつながりは切れており、座元としての市村羽左衛門は一四世で終わった。

明治二五年(一八九二)下谷二長町に移転、明治四一年(一九〇八)から六世尾上菊五郎・初世中村吉右衛門を迎え、経営者の田村成義の手腕により、「二長町時代」と呼ばれる大正・昭和の歌舞伎の頂点をつくりあげた。現代の歌舞伎も、その影響下にあるといつてよい。昭和七年(一九三二)五月に焼失したが、再建されずに終わり、市村座の名称も絶えた⁽⁴¹⁾。

最後に鶴川辰之助とは、天和元年(一六八二)から宝永元年(一七〇四)まで活躍した所作事に長じていた歌舞伎役者である。大坂で幼名である

「鶴字法度」について

大和屋牛松を名乗り、九歳で子役を務めた。のち、露川竜之助と改めたが、貞享二年（一六八五）さらに鶴川辰之助と改め若衆役となった。同四年（一六八七）襦と改めた。元禄二年（一六八九）年叔父で歌舞伎役者の大和屋甚兵衛に従い京に上り、万太夫座「けいせい袖の海」で若女形となる。元禄四年（一六九一）に「娘親の敵討」で有馬の藤役が大当りを取り、同年江戸に下り、中村座「女敵討」の大切に勤める。元禄八年（一六九五）「今源氏六十帖」で猫となって蝶と狂う所作が好評で、若女方上上吉の位を占めた。同年、「四季御所校」での槍踊は、宝井其角によって「煤掃や諸人がまねる槍踊」と詠み残されるほどであった。元禄一〇年（一六九七）京に帰り、江戸土産として万太夫座で「七化け」（狗・初冠の殿上人・白髪の人・禿の小童・若衆の六方・女の怨霊・狸々）を踊り、後の変化舞踊の先駆者となった。宝永元年（一七〇四）に大坂岩井半四郎座「三国嫁色衣」にお石役を務めたが、これを最後に歌舞伎役者を辞め、大和屋宇左衛門と名を改め隠居した。しかし、引退後もその人気は衰えなかったという⁽⁴⁰⁾。

- (40) 『新版歌舞伎事典』平凡社刊 一九八三年 第三二五頁
 (41) 『新版歌舞伎事典』平凡社刊 一九八三年 第五六頁
 (42) 『新版歌舞伎事典』平凡社刊 一九八三年 第三八六頁
 (43) 『新訂増補歌舞伎人名事典』紀伊國屋書店刊 二〇〇二年 第三六一―六一八頁

中村座の座紋は、もともとは隅切り角に舞鶴であった。これは、初代・猿若勘三郎が芝居興行を願い出た時に夢の中で富士山の頂上から鶴が山折敷に銀杏をくわえた鶴の紋を掲げ、脇には猿若勘三郎などの文字を白く抜き出して、永遠に猿若の家が舞の家として存続することを表した座紋であった⁽⁴¹⁾。

それが、鶴字法度で鶴姫と同じ鶴を座紋として掲げるのは畏れ多いと元禄三年（一六九〇）に「隅切り角に舞鶴」から「隅切り角に銀杏」に改めたのである。

市村座も同じくもとの座紋は隅切りに鶴丸であった。だが、鶴姫

と同じ鶴を座紋として掲げるのは恐れ多いと元禄三年（一六九〇）、「隅切りに鶴丸」から「丸に橘」に改めた。

鶴川辰之助も鶴姫と同じ鶴の字を恐れ多いとし、自分の役者名である「鶴川」を「水木」と改めたのである。

座紋は、公式に認定されたという証を示す櫓と呼ばれる芝居小屋の正面入り口と芝居小屋内の大提灯に大きく掲げられる。いわばその座のシンボルとなるものである。上の威光とはいえ、自分たちの芸と舞の家の存続を託したシンボルを改めるというのはどのような心境であったのだろうか。

しかし、中村座は平成一二年（二〇〇〇）にかつて中村座があった浅草の地で、「平成中村座」として復活した。そしてその櫓と大提灯には中村座のシンボルである「隅切り角に銀杏」の座紋が掲げられているのである。

- (44) 高橋幹夫『シリーズ「江戸」博物館四 芝居で見る江戸時代』芙蓉書房刊 一九九八年 第五二頁

三―四【井原西鶴】

井原西鶴も鶴字法度の影響を受けたうちの一人である。先行研究では、眞山による『嬉遊笑覧』巻五「勘三郎芝居の條」に「西鶴が名を西鶴とせしも是なり」とし、また『画証録』にも「松寿軒西鶴、西鶴と改、（後略）」と挙げている。そしてその後、

（前略）兎に角上記の諸例だけによつても、元禄の鶴字禁制はやはり事実とみとめて差支へなさうに思はれる。随つて、西鶴の改号はこの法令の結果であるといふ在来の伝説にも相当の根拠をみとむべきであつて（後略）

と鶴字法度とそれによって西鶴が改号したということ述べている。野間も「西鶴の号を一時西鶴と改号したのも、いずれもこの法令によつたのである。」としている。

西鶴がどのように改号したのかを記す前に井原西鶴という人物について述べておこう。

井原西鶴とは、江戸時代前期の俳諧師であり、浮世草子作者である。本名は平山藤五という。一五歳の頃から俳諧を学び、独立したのは寛文二年（一六六二）二一歳の時である。俳号を鶴永と称した。西山宗因の門下であり、談林俳諧の西鶴の特徴は、「狂句、かる口」つまり、即座に句を作る速吟であった。そして、延宝元年（一六七三）には師である宗因の別号である西翁の一字を取り、鶴永を改め西鶴と号した。

延宝五年（一六七七）五月、三六歳の時には、矢数俳諧（弓術の大矢数をまねて、一日の間につくった句数の多さを競う俳諧興行）を創始して世間の注目を集めた。そしてそこでは一六〇〇句を独吟し、同八年（一六八〇）五月には四〇〇〇句を独吟、翌年『西鶴大矢数』と題して刊行した。

天和二年（一六八二）三月に師である宗因が亡くなった。同時に貞門と対抗し優勢を示していた談林一派の活躍が急に衰えて来た。そこで西鶴は最後の試みとして、貞享元年（一六八四）六月五日撰津住吉神社において二万三千五百句独吟の矢数俳諧を興行するのである。その発句「神力誠を以息の根留る大矢数」は、談林の類勢をこの一挙に挽回せんという祈願の意とも、西鶴自身の俳諧への決別の意ともいずれにも考えられた。

天和二年（一六八二）一〇月、西鶴四一歳の時、大坂の思案橋荒砥屋孫兵衛可心というまったく無名の人物を版元として小説の処女作、『好色一代男』を執筆し、翌三年正月に出版した。それは飽くまで「転合書」であつてもともと世間へ発表するものではなかったが、俳友水田西吟の強請によつて出版したところ意外な反響を世間に巻き起した。凶らずも従来の仮名草子に新生面を拓くことになったのである。

西鶴の浮世草子の作は、作品の主題や傾向などによつて、『好色一代男』などの好色物、『武道伝来記』などの武家物、『西鶴諸国はなし』などの雑話物、そして『日本永代蔵』などの町人物と分類される。好色物は遊里と芝居を主な舞台とするもので、悪所といわれた遊里と芝居が近世の文化の有力な基盤であつた事実を反映している。武家物には武家社会における衆道の流行や敵討にまつわる義理話を取り上げられ、雑話物では

板倉重宗の裁判や将軍徳川綱吉の孝道奨励に敏感に反応した不孝者の話などがみられる。

元禄二年（一六八九）四八歳の後半から同四年まで、西鶴は浮世草子の作を絶つてゐる。反対に、一度は袂別したはずの俳壇にぼつぼつ姿を見せ始めている。それは肥満型体質であつた西鶴の身体的故障によるものである。晩年の書簡には「今程目をいたみ筆も覚へ不申候」とある。眼の故障のために小説の執筆が不可能になったために、再び俳壇に復帰したが、その俳諧の作品は、もはや往年の面影は無かつた。そして、元禄六年八月十日五二歳で亡くなった。（『西鶴年譜考證』参照）

西鶴が改号したのは、元禄元年（一六八八）一月刊の『新可笑記』から元禄四年（一六九一）三月刊の『元禄百人二句』までの期間である。この期間は、「西鶴」と改号している。なぜ「鵬」という字にしたかは分かりかねるが、元禄五年（一六九二）正月刊の『世間胸算用』からはもともとの「西鶴」の号に戻している。西鶴が元の号に戻していることについて木村は、

その俳号の故に、町役の説明は特に彼に対しては他に趣を異にし、それを申し受ける西鶴にも何かと心のゆらぎ当惑があつたと想像される。そして鶴を捨てて西鵬と改めた。犬公方の娘鶴姫にかかわる鶴字の法度について、少なくとも平懐無心でなかつたことは、法令撤回後、早速鵬字を廃して、再びもとの西鶴に復したことからでも、そのおよそは察し得られるというものである。

としている。法令撤廃がいつの頃だつたかについては、はっきりしていないにも関わらず、「法令撤廃後」と記しているのはいささか引っかけだが、ここで重要なのは西鶴が号を大切にしていたため、元の号に戻したということなのである。

三一五【白粉屋】の屋号

鶴字法度の影響は、化粧品のおしろいを扱う白粉屋の屋号にまでも及んだようである。おしろいは白のイメージから鶴屋を名乗る場合が多かつ

「鶴字法度」について

たことによる。先行研究では、眞山の『嬉遊笑覧』巻五「勘三郎芝居の條」に「白粉のかんばんの鶴を鷺にかへたるも此時なり。」とあることを紹介し、野間もまた、「白粉屋の看板の鶴を鷺に改め」と記してツルを同じように白くてスタイルも似ている白サギと取り替えたことを報告している。木村によると初代柳亭種彦稿本『柳亭翁雜録』下冊「骨董集ほりがひ」と題した山東京伝の『骨董集』に訂正と内容の補充を加えたものの中に白粉屋看板のことについて記してある内容があるとのことである。それによると、貞享（ママ）年印本『京羽二重』⁽⁴⁵⁾に

寺町通り及所々に鶴屋といふハミへず。是ハ元禄のはじめ、ゆえありて家号を改めしなり。（中略）鷺屋ハ白きもの、はんじ物にて⁽⁴⁶⁾、しかも其形鶴に似たれば、かくハ改めしなるべし。

とあり、元禄三年刊の『人論訓蒙図集』の名を挙げ、その後に鶴を描いた暖簾および白粉看板の略図を貞享三年印本『好色三代男』から引き、

此図あり。これハ白河橋を東さる町をゆくとあれば、寺町にハあらざれど、当時白粉を売家ハおほく鶴屋といひしなるべし。

とあるとしている。元禄一二年印本『由之文伝受』には、

寺町の朝景色、（中略）外にまさりて色かざる仏師・数珠屋、洛中第一鷺屋といへる白粉やあれバ云々

とあるという。そして、元禄一三年役者評判記『役者談合衡』に

さぎやがおしろいよりも白しとあり、是等にて鷺屋ハ家号にもよび、京都寺町なる事を知りぬ。

としている。『骨董集』説に対して、鷺が単に京白粉にお定まりの看板意匠ということのみではなく、それを屋号とする白粉屋もあり、かつては鷺ではなく、もともとは鶴であったことを考証しているとする。

(45) 明らかな誤字・脱字、意味不明の箇所を（ママ）と注記した。
(46) はんじ物とは、ある意味をそれとなく文字や絵などにして表し、人に判事当てさせるようにしたものとのことである。

三六一【本屋】の屋号

鶴字法度は本屋にも影響が及んでいたようである。先行研究では、眞山の『画証録』の頭書の最後に「鶴屋喜右衛門家名削りし本」とある。木村によると、大東急記念文庫蔵『咄大全』の巻下末尾題「咄大全下之終」の次に

于時貞享四年 丁正月吉日

江戸大伝馬三町目

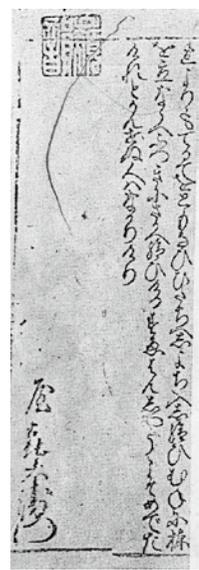
屋喜右衛門梓板

とあり「屋喜右衛門」が「鶴屋喜右衛門」の「鶴」を二文字削ったものであるとする。

また、赤木文庫本おぐり物語の刊記に「（欠字ママ）屋喜右衛門」（図版一）となっている。（説経正本集第二 角川版）には、右原版は寛文末延宝初年刊、版元は江戸鶴屋喜右衛門。本書について、鶴法度により、刊記版元屋号「鶴屋」のうち、鶴の一字を削った元禄初年の後印本か、の解説があるという。そして、この原版の刊記が通常であれば、刊年と版元が行ずつもしくは二行にわたって記されていたはずだと述べている。だが、この版の刊記のあたりがそのようだったならば、この版本来の版元を鶴屋以外に求めなければいけないが、この版原初の持ち主である本屋や刊年、さらに鶴屋が求版した時期については、具体的な用意はないとしている。

この版木が鶴屋に移ったのち、自分のところの名義でこの書を刊行した時に、刊記には版元の名前をフルネームで記し、所書、刊年も添えられたこととは、「鶴屋喜右衛門」の位置が前一行分をあげて左端に片寄りすぎていることから予想がつくと述べている。しかし、求版時にはあったと思われる刊年等を削ったことに関しては、鶴字法度が出された時と同じ時期かそれとも違う時期なのか今は定論を持たないとしている。

江戸の絵草子屋である鶴屋が鶴字法度の影響により、刊記の屋号から鶴の字を削ったという後印本の一例として加えたことになるかと述べている。



図版一
(木村三四吾『木村三四吾著作集I
俳書の変遷 西鶴と芭蕉』
第二四一頁)

木村は『おぐり物語』だけではなく、もう一冊鶴字法度の影響により、削り取られた本を挙げている。それは、『源氏ひながた』という本である。『源氏ひながた』下巻末刊記には、

貞享四丁卯年孟春吉日

文台屋治郎兵衛
書林 梓

敦賀屋三右衛門

とある。文台屋・敦賀屋はともに京都の本屋であり、文台屋が主版元で敦賀屋は相版元の関係にあつたものかとも考えられると述べている。また、文台屋は元禄の頃には女筆居初つなの『女実語教』や『女童子教』、『女教訓文章』などの類も出しており、主として女性向けの本屋であつたようである。『源氏ひながた』もそうした女性教養書に類する一本だつたのだらうとしている。

図版二は貞享四年孟春刊記の本上巻にみられる挿絵である。図版三は別本同書挿絵である。両図を比較して気づくことは、図版二にみられる「松に鶴亀の絵模様」が、図版三では、二羽の親鶴と松上の一群れの雛と全て消されている。鶴亀松竹梅はそろえてめでたいとされているはず

の画題から鶴のみが抜けているのは不自然で、もともととは図版二のように鶴亀松竹梅がそろっていたが、図版三は何らかの事情で後から図柄を削り、改変したものと考えるのが常識と述べている。

もう一つ両図を比較して気づくことは、この二つの図は同じものではないということも挙げている。鶴の模様の有無を除いて両版はすべて同じに見えるが図の全体のあらゆる点が微妙に異なっていると指摘している。だがこれは、図版二が原版本でなく影写本であるため、原本しき写しの際に生じた誤差としている。

そして木村は、今後鶴の名を削っていない形の『咄大全』や『おぐり物語』が現れるのを待っていると述べている。



図版二
(木村三四吾『木村三四吾著作集I
俳書の変遷 西鶴と芭蕉』
第二四三頁)

雛→



図版三
(木村三四吾『木村三四吾著作集I
俳書の変遷 西鶴と芭蕉』
第二四三頁)

おわりに

以上に述べてきた鶴字法度の影響の範囲は、人名のほか屋号や看板等であった。だが木村は、『源氏ひいながた』の例を挙げたことから雛形の絵本や衣類着物の模様絵にまで鶴字法度の適用範囲であったと見なければいけないが、これは「雑具にも鶴の紋をつけること」を禁ずるなどといった条項にも触れるのだろうかとしている。これに関して上野佐江子「近世染織文様について雛形にみる鶴の文様」一九七〇年⁽⁴⁷⁾は、鶴を用いた文様の雛形本は寛文から寛政一二年（一八〇〇）年までの雛形のうち正徳二年（一七一二）年以降の刊行にはほとんど全ての雛形に収載されているとする。だが、元禄・宝永年間に大きな空白があるとする。さらには、元禄二年（一六八九）年刊『色紙御ひいながた』以降、正徳二年刊『風流御ひいながた』までに三〇種近くに及ぶ雛形がありながら、それらに鶴がほとんど見られないのは異常であるとする。そして、これを鶴字法度の影響だと述べている。

鶴字法度の年月日について木村は、採集諸資料から元禄元年の春に鶴字法度が最初に出された時期とすることははや動かないとしている。だが、その諸資料も日付が統一されていない。今後は、鶴字法度が出された時と廃止された時の正確な年月日が究明されることが重要課題であろう。また同時に、以上のようにこの法度が、罰則を伴わないというもののさまざまな付度を生み、多くの方面に影響を及ぼしているわけで、まだ報告されていない分野にもその影響が及んでいることが充分に予測されるであろう。

(47) 『天理大学学報二二』天理大学学術研究会 第二六六〜二八三頁